

令和3年度 第2回 木更津市男女共同参画推進委員会 会議録

- 開催日時：令和3年11月25日（木）午後2時00分から3時30分
- 開催場所：木更津市役所 駅前庁舎8階 防災室・会議室
- 出席者：（委員）佐伯康子、藤森けい子、鳥飼優子、影山尚美、竹内孝夫、
小林晶子、石渡亮輝、河原林裕、小野久美子（敬称略）
（木更津市）山口企画部長、篠田企画部次長、羽賀係長、松木主任主事
- 議題及び公開又は非公開の別：
 - （1）「木更津市男女共同参画計画（第5次）」の策定について【公開】
 - （2）その他【公開】
- 傍聴人：なし

1 開会

（事務局：松木主任主事）

ただいまから、令和3年度第2回木更津市男女共同参画推進委員会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます地方創生推進課の松木と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席人数は13名中、9名であり、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立でございます。なお、臼井委員、尾崎委員、石井委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

本会議は「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定により、会議は公開で行い、会議記録及び会議資料も公開となります。それでは、会議の開催に際しまして山口企画部長よりご挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

2 部長あいさつ

（山口企画部長）

皆様、こんにちは。企画部長の山口でございます。本来であれば市長が出席し、ご挨拶を申し上げるところですが、公務が重なり出席ができませんので、私から一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中「令和3年度第2回男女共同参画推進委員会」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年度、第2回目となります本日は、第5次計画の素案について意見交換の場となる大変重要な会議と考えております。第1次計画の策定から20年目という節目の年に当たることを踏まえ、計画の策定にあたっては行政内部だけにとどまらず、広く市民の皆様や企業などあらゆる主体とともに男女共同参画を進めていけるような計画が重要でございますので、さまざまな視点から忌憚のないご発言をいただければと存じます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局：松木主任主事)

ありがとうございました。

それでは、附属機関設置条例第6条第1項により委員長が議長となることとなっておりますので、佐伯委員長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3 委員長あいさつ

最初に一言ご挨拶をさせていただきます。

私が勤めております清和大学は、後期の授業が半分ほど終わったところでございますけれども、コロナが収束してきて対面の授業が増えてきております。そうしましたら「大学に出られない」「今までオンライン授業でそのペースが掴めちゃったから人と接するのが怖い」という学生が少なからず出てきているんですね。前期はオンラインばかりで人と関われないから嫌だなという声だったんです。いろんな意味で人々の考え方が多様化してくるし、それを声にあげられる、そんな環境になってきているのではないかなあと考えております。

そんな中、例として学生のことを挙げたわけですが、いろんな考え方がいろんな形で出てきているという現状の中で、この男女共同参画計画の第5次素案について、節目の20年目だということもありますし、重要な委員会でもあるということでございますので、皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして案が策定できればと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

4 議題1 「木更津市男女共同参画計画（第5次）」の策定について

(佐伯委員長)

では、議題の1「木更津市男女共同参画計画（第5次）」の策定について、これを事務局からご報告をよろしくお願いいたします。

(事務局：羽賀係長)

地方創生推進課の羽賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回お示しをいたします計画につきましては事務局の方であらかじめ案という形で作成させていただいております。今後、委員の皆様からの意見や庁内照会を経て修正を加えて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料、第5次男女共同参画計画の案の概要をご覧ください。こちらは、計画の中に記載してございます「第1章 計画の基本的な考え方」「第2章 計画の内容」「第3章 課題別施策内容」を簡単にまとめた資料でございます。

まず「第1章 計画の基本的な考え方」からご説明申し上げます。「1 男女共同参画社会の実現に向けて」ということで、少子高齢化の進展による本格的な人口減少社会の到来や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な危機など、これまで以上に困難が山積している状況でございます。このような不確実性の大きい時代を乗り越え、将来にわたり持続可能な

社会を構築するためには、誰もが性別にかかわらず、自分の希望に沿った形で多様な選択を実現できることが重要であると考えております。

本計画においては、これまでの取組状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、市民や企業、地域社会と協働し、地域の特性を踏まえた実効性のある施策を推進して参ります。

「2 計画の位置づけ」ですが、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく計画です。さらには、木更津市で策定してございます第2次基本計画や第2期木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2期オーガニックなまちづくりアクションプランとの整合性を図って進めて参ります。

「3 計画の期間」としましては、令和4年度から令和8年度までの5年間としていく所です。

「4 木更津市及び千葉県を取り巻く状況」といたしまして、少子高齢化による生産年齢人口の減少、政策方針決定への女性の参画が依然として低い水準となっていることを計画の中で示してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

「第2章 計画の内容」の「1 計画の目的と基本理念」でございしますが、男女が性別にかかわらず互いの人権を尊重し、ともに喜びも責任も分かち合うことで、誰もがその個性と能力を発揮できる豊かで活力ある持続可能なまちづくりを推進し、次世代につなげていくことを目的といたします。その上で基本理念として、7つの項目を挙げてございます。①男女の人権の尊重 ②社会における制度や慣行への配慮 ③方針の立案・決定の場への共同参画 ④家庭生活や地域活動との両立 ⑤男女の生涯における健康の維持 ⑥国際的な取組に対する理解と協力 ⑦男女間におけるあらゆる暴力の根絶ということで、こういった理念をもとに4つの基本目標を推進して参ります。「Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」、「Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」、「Ⅳ 計画を積極的に進める体制づくり」、この4つの目標を掲げ、さらにその下の「第3章 課題別施策内容」というところの体系図になりますが、今申し上げた基本目標の4つ、これがこの体系図の一番左側に当たります。この中、例えば1番のあらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりとしては、課題として「労働の場における男女共同参画の促進」であるとか「ライフステージに応じた男女共同参画の促進」であるとか「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」というような見方をしてご覧いただければと思っております。

それでは、実際の計画案の資料をご覧いただきます。ただいまの施策の体系図が13、14ページにわたって掲載されておりますが、この体系に沿った施策に当たる強い目標のような指標を一覧としたものが次の15ページにあります。現時点で事務局として指標を17項目設定させていただいておりますが、これもあくまでも案ということで、皆様からの意見を頂戴した上で修正すべきところは修正し、新たに追加するべきところは追加して参りたいと考えております。

なお、この計画案を送付させていただいた後に一部修正をさせていただいております。本日お配りした資料の中に「第5次計画素案変更箇所について」をご覧くださいと思います。この資料の番号でいうと15番目、16番目に当たります「社会全体で男女が平等と感じる人の割合」「職場において男女が平等と感じる人の割合」ということで、この後ご説明しますが、アンケートを今後市民の皆様や企業の皆様から取る予定となっております。そういったものを加えた指標となっております。

それでは、計画案の冊子の方にお戻りいただきまして、17ページから各課題において、その方向性であるとか行っていく施策の部分のご説明をさせていただきます。

まず17ページ、「基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」、「主要課題1 労働の場における男女共同参画の促進」の目標と方向性については、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もが働きやすい労働環境づくりを進めます。それから仕事と育児・家事等との両立支援、在宅勤務やテレワークなどをはじめとする多様で柔軟な働き方の推進、男性育休の取得促進、ハラスメント防止対策等の働きかけを積極的に行って参ります。また、待機児童対策や放課後の居場所づくりなど両立支援のための社会環境づくりを進めます。さらに母性の保護や男女の均等な雇用機会の確保、メンタルヘルスのストレスチェック実施などを通して誰もが健康で安心して働ける環境づくりを推進し、指標といたしましては、市職員の年次休暇取得率、市男性職員の育児休業・休暇取得率、女性認定農業者数、待機児童数、学童クラブ設置数について設定させていただいております。

取り組んで参ります施策としては、「ワーク・ライフ・バランスの普及促進」、「雇用の分野における男女共同参画の促進」、「誰もが健康で安心して働ける環境の整備」、「意欲と能力を生かす再就職に向けた支援」、「多様な働き方に対する支援」ということで、主な取り組みを記載しておりますが、この部分につきましては今後、庁内照会にて調査をした上で修正して参りたいと考えております。

次の21ページ、「主要課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進」については、方向性として仕事と子育て・介護を両立するために育児・介護休業法や既存の支援メニューの活用などに関する広報・啓発を進めて参ります。家庭生活における家事・育児・介護に関する男女の固定的な役割分担意識が固定観念であることを示し、男性の積極的な参画を促すための啓発を行って参ります。老若男女問わず多様な人材が地域活動に参画できるよう積極的な広報・啓発を行って参ります。

指標といたしましては、自主防災組織の防災訓練への女性の参加割合を設定させていただいております。

この施策といたしましては、「子育て・介護への支援」、「家庭生活における男女共同参画の促進」、「地域活動における男女共同参画の促進」を行って参ります。

23ページ、「主要課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」については、方向性として行政が率先して取り組みを行い、政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会を確保することが求められています。将来にわたって持続可能で多様性に富んだ社会

を構築し、男女がともに活躍できる環境を実現するために、新たな視点や発想を取り入れることが重要であると考えております。これまでも女性の参画はさまざまな分野で進んできておりますが、政策・方針決定過程においてはまだ十分とは言えない環境にございますので、審議会等の女性委員や市役所における女性管理職の比率目標を達成するため、実効的な方策を立てることで女性の積極的な登用を進めて参りたいと考えております。

目標としましては、「審議会等における女性委員の割合」、「女性のいない審議会等の割合」、「市職員の管理職に占める女性の割合」を指標としているところでございます。

施策としましては、「政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」、「女性の能力発揮への支援」を挙げております。

続きまして次の25ページ、「基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり」の「主要課題4 配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重」ですが、方向性としましては、DVの防止と被害者の支援に向けて、相談体制や安全の確保、自立支援などの取り組みを進めて参ります。被害者が女性か男性にかかわらず、精神的暴力も含めたあらゆる暴力が人権侵害になるという意識啓発が重要であると考えますので、特に若年層をターゲットとした啓発を強化して参ります。さらに、性暴力や性犯罪などの性や性別にかかわるあらゆる暴力の防止と社会的理解の促進、SNSを介した性の商品化を防ぐための啓発を進めて参ります。

指標といたしましては、「人権尊重をテーマとした講座等の参加者数」、「広報を利用したDV防止に関する情報提供」を行って参ります。

施策としまして、「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」、「性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり」を挙げております。

続きまして、27ページ、「主要課題5 男女共同参画の視点に立った社会環境の整備」でございます。方向性としましては、子育ての負担感や不安感を緩和し、安心して子育てができるよう、さまざまなニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図って参ります。地域や社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制の整備に努めます。また、国際化による在留外国人の増加に伴い、多様性を尊重する多文化共生社会が進展しているところでございます。この流れを踏まえて、障がい者や高齢者、性的少数者などが差別されることなく、安心して暮らせる社会環境づくりを進めて参ります。

施策といたしましては、「安心して子育てができる環境の整備」、「高齢者・障がい者の生活支援の充実」、「外国人・高齢者・障がい者・性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり」を挙げております。

なお、LGBTQなど性的少数者が同性間、また、内縁などにおける異性間におけるパートナーシップ制度が話題になっているところでございます。男女共同参画の視点から本日委員の皆様からぜひご意見を賜りたいと考えております。

続きまして29ページ、「主要課題6 生涯を通じた健康づくりの推進」の方向性として、男女共同参画社会の形成にあたり、男女ともにお互いの違いを認め合い、身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことが前提となります。特に女性は生涯を通して男

性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できる生涯を通じた健康支援対策の推進に努めて参ります。また、安心して妊娠・出産ができるよう、母子保健体制を充実させるとともに、周産期における医療・相談体制の整備など環境整備を進めて参ります。

指標といたしまして、「がん検診受診率の向上」、「若年期健康診査受診率の向上」、「特定健康診査受診率の向上」ということで目標を定めております。

施策としまして、「生涯を通じた男女の健康保持への支援」、「妊娠・出産等に関する健康支援」を掲げてございます。

続きまして31ページ「主要課題7 防災・復興における男女共同参画の推進」でござります。方向性として、大規模災害が発生した場合の避難所生活において、女性に必要な物資の配布方法をはじめとして、さまざまな場面での女性への配慮の必要性が認識されているところでございます。また、のぞき行為やストーカー行為などのセクシュアル・ハラスメントも問題となることが多いことから、女性の意見が反映された避難所運営が強く求められております。避難所運営や災害対策に関する政策・方針決定プロセスにおいて、女性側の視点を取り入れることで、男女双方にとって有益な防災・災害時対策の体制整備を進めて参ります。

施策として、「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進」を掲げてございます。

続きまして33ページ、「基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」におきましては「主要課題8 男女共同参画への意識づくり」を挙げております。方向性として、社会制度や慣習は目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、男女の自由な活動の選択を阻害し、男女間で不平等な取扱いをもたらしている場合がございます。一人ひとりの個性と能力を認め合い、自立する精神を育むため、固定的な男女の役割分担意識を解消することが重要です。こうした固定観念やバイアスに基づく制度・慣行を男女共同参画の視点から見直しを進めて参ります。また、男女共同参画推進の状況を把握するための調査・研究及び情報の提供に努めます。

指標として、「社会全体で男女が平等と感じる人の割合」、「職場において男女が平等と感じる人の割合」ということで、こちらはアンケートをもとにした目標値を設定しております。施策として、「あらゆる人々にとっての男女共同参画の促進」、「男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供」を掲げてございます。

続きまして35ページ「主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」の方向性として、男女の性別によって役割を固定化する役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害になっております。こうした意識の解消のためには、教育の果たす役割が極めて重要になっており、学校、地域、家庭などのさまざまな場において、男女共同参画に関する教育・学習の充実に努めて参ります。社会教育においては、男女が生涯を通じて意識を高める学習機会の提供、家庭教育の支援や家庭・地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進し、これらの教育に

かかわっている者が男女共同参画の理念を理解できるように啓発を行って参ります。

施策として、「学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進」、「多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実」を掲げております。

続きまして「基本目標Ⅳ 計画を積極的に進める体制づくり」の「主要課題10 推進体制の充実に向けた基盤の整備」の方向性として、本計画を円滑に実施するため、全庁的な施策の推進を行いながら男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを進めて参ります。計画の内容が広範囲な分野にわたることから、関係各課や機関と連携を図り、市民や企業と協働して施策を推進して参ります。PDCAサイクルに基づいて施策の進捗状況の把握と評価を継続的に行うことによって、その結果を次年度以降の施策に反映させて参ります。評価・検証後の改善策を協議し、進捗状況とあわせて市ホームページで公表するなど、計画の適正管理に努めて参ります。

指標として、「市職員の男女共同参画研修受講者数」を挙げております。

施策としては「庁内推進体制の充実」「計画進行の適正管理」を掲げております。

計画の案につきましの概要の説明は以上となりますが、冒頭にも申し上げましたとおり、第5次の計画において市民意識に基づく実効的な目標を定めるため、市民アンケートを実施することといたしました。市民アンケートにつきましては、ウェブアンケート方式で、対象としては市民、あるいは企業向けということで2種類のアンケートを12月上旬から2週間の期間で行う予定でございます。本日資料としてお配りさせていただきましたのは個人向けのアンケートでございます。企業向けアンケートにつきましては、今後作成して参りたいと考えております。個人向けアンケートに関しましても、このような項目が入ったらというようなご意見をいただけたらと考えております。

私からの説明は以上となります。ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

(佐伯委員長)

ご報告ありがとうございました。委員の皆様、ご質問あるいはご意見などがございましたらよろしくお願い申し上げます。

個人向けのアンケートについては、どこでどういう風にみなさんにやってもらうようになるんですか。

(事務局：松木主任主事)

基本的には、ホームページに載せるとそのまま市のアプリに記事のお知らせが届きますので、そちらが1つの周知方法です。また、オーガニックパートナーズ企業というのがございまして、市と協定を結んでいるなど関係の深い企業にもお願いをして回答していただくことを考えております。

(佐伯委員長)

ありがとうございました。

(竹内委員)

非常に筋道立って分かりやすい資料になっていると思います。その上で実現するためのア

クションプランというのは今後出てくるんですか。

（事務局：松木主任主事）

ここでは大枠を示して、何を推進すべきかを提示し、それぞれの細かい策については年度ごとに実施計画を所管課が立てるのですが、こちらを公開した上で毎年進捗状況をチェックし進めていくような形になります。

（竹内委員）

指標を見ているのですが、これはどうなのかなあというのがあって、21ページの自主防災組織の防災訓練への女性の参加割合、令和2年度49パーセント、令和8年度50パーセント、最低の半分にしようという意思は分かるんですけど、この根拠は半分にしたいということですか。

（事務局：松木主任主事）

前計画の指標にあってまだ達成していないということもあって載せたのですが、すぐに達成できそうなので、もし他に何かあれば提案していただけると助かります。

（竹内委員）

自主防災組織というと、市で年1回防災訓練をしますよね。その時の数字をカウントしているんですか。

（事務局：松木主任主事）

それについての根拠は今ここですぐにはお答えできないです。

（竹内委員）

数字に関しては根拠があると思うんですけど、少し奇異に感じたので質問させていただきました。

（小野委員）

今、竹内委員が指摘された21ページの件なんですけど、地域活動における男女共同参画の促進ということについて具体的な指標を自主防災組織でここに掲げる根拠という話から言うと、これを指標にすることは別に問題ではないですが、現状49パーセントを5年間かけて50パーセントにするというのは、これはもう少し詰めてもいいのか、地域活動のことで防災訓練だけを取り上げていいのかというのは検討してもいいのかなと感じています。

（事務局：篠田次長）

この指標についても、今後関係課と調整した上で目標値についても調整を行っていきたいと考えております。指標については、それぞれの主要課題において数字の取れるものと取れないものがございますので、できるものについてはできるだけ分かりやすいものを設定したいと考えております。

（小野委員）

たたき台として出していただいたものなので、いいものがあれば変更するというスタンスで中身を詰めていくということですよ。

(鳥飼委員)

そもそもの話なんですけども、男女共同参画計画の概要の第1章の基本的な考え方で、誰もが性別にかかわらずという時点で男女じゃないと思うんですよ。計画の内容の方に国際的な取組に対する理解と協力があると思うんですけど、SDGsでも男女というよりはLGBTQの方、それに皆さんが幸せに生きられるようにっていう世界、それに準ずると男女って言う時点で話が小さいのかなと。なので、もうひとつ大きなくくりで、その上に何かないのかなと思っていて、なければちょっとそこを考えてもらえたらなと。その時点で矛盾が生じているんですね、誰もがって言っているのになんで男女が出てくるのか、おかしくないですか。そこに矛盾があって不思議な感じがします。

それと、細かいですけども、主な取り組みのところを見ると啓発が出てきますが、啓発って一方通行になりがちなんです。なので、啓発じゃなくて何かもっと、具体的なものが出てこなくて申し訳ないんですが、他の取り組みがあってもいいんじゃないかと思います。例えば部会などを作ってもっと活発に活動できるような場を作ったらいいいと思います。

(佐伯委員長)

ありがとうございます。すごくいいご指摘をいただきました。

(鳥飼委員)

他にもあるんですけど、また思いついたら発言します。

(佐伯委員長)

ありがとうございます。事務局いかがですか。

(事務局：篠田次長)

まず前段の男女というところからお答えしますと、多様性をもっと広げた形での計画という考え方についてはもちろん我々も議論しているところではございますが、まず前提として国の男女共同参画社会基本法をベースに県の計画に基づいた男女共同参画の視点での計画として策定を進めています。人権などを含めた誰もがという部分については、これを含めた考え方を使ってまとめているのですが、現状として男女という部分を想定しているということと、本市にあるオーガニックなまちづくり条例の中で共生社会という定義をして、誰もがという大きいくくりを使って上位の考え方の定義をしているところでした、男女共同参画とオーガニックとの関係性みたいなものは今後整理をしていかなければいけないという認識で考えております。ただ、今、我々が皆さんにご議論いただいているのはあくまでもまもなく計画期間が終わる第4次の男女共同参画計画の取り組みについて計画を作るということでありまして、そのあとで例えば人権やLGBTなどの考え方についてはあくまでも男女共同参画の視点に立って整理を今はさせていただいております。なので、今後、多様性とか全ての方がという視点に立った考え方については、男女とは別のレベルで整理をして取り組む方向性を決めていければという風に考えております。

(佐伯委員長)

国の方はあくまでも男女共同参画、これは変わるつもりがないですか。

（事務局：篠田次長）

法律が男女共同参画社会基本法ということで、これが多様性とか全部広げた考え方と両立することができるかというのは、社会全体の流れとして当然考えていかなければいけないし、あわせて考えていかなければいけない課題でもありますし、そういう考え方も含めた計画を作り方をしている自治体も出てきていることも確かです。

（鳥飼委員）

そうであれば、よそがやっているなら前例もあるでしょうし、やりやすいのかなと思いますので、ぜひ検討していただいて今後も議論していただきたいなと思っています。

（事務局：篠田次長）

先ほど申し上げた男女共同参画とは別のオーガニックなまちづくりの方で整理をしていきたいと考えておりますので、それらをどう組み合わせるのかという点も含めてご指摘いただいた通り検討していきたいと思っています。人権の計画を別に作るのか、男女の計画と合わせて作るのかという部分も含めて、どういうタイミングで市民の方に周知していくのが一番分かりやすいかということも踏まえて考えていかなければいけないと思います。

（鳥飼委員）

子どもの教育のことで、小さいうちから教育するのがいいのかなって思っていて、プールで先生をしたことがあるんですけど、生徒が千人くらいいると1人くらいちょっと男女どっちにもつかない子がいらっしゃるんですね。それで、いじめの対象になってしまったりして、それは子どもたちのリテラシーが低いという部分があります。小さいうちは一緒に遊ぶんだけど、ある程度大きくなってくると「男のくせにスカート履いてる」とか言われちゃったりする子がいたりするので、子どもの教育をやってあげたいなと思います。

（佐伯委員長）

それと、さっき啓発という言葉についておっしゃいましたよね。それについては事務局いかがですか。

（事務局：篠田次長）

おっしゃる通り、今までの取り組みを見ていると特に男女の関係、人権もそうなんですけれども、やはりどうしても行政側からすると啓発というのがやりやすいし、まあやらなければいけないことではあるのですが、啓発だけではなくて双方向でやる取り組みもできるだけ位置づけられるようにしていきたいですし、啓発も当然必要だと考えております。

（鳥飼委員）

例えばですけど、SNSとかを通じて発信していけば双方向でのやり取りも可能だと思うんですね。そういったツールを使いながらの取り組みもご検討いただければなと思います。

（事務局：篠田次長）

情報を出すのと情報を吸い上げることの両面が重要だと考えております。

（佐伯委員長）

他に委員の方、ご意見ございますでしょうか。

(河原林委員)

私も意見としては一緒に、今さら5年間で男女共同参画なのかと思います。主要課題の5の施策の3で、高齢者とか障がい者とか性的少数者だとか入れているわけだから、もっと言って全市民が協働して暮らせるいい社会にしましょうということに、せっかくだからしたら、国の方が変えないからといって、国より先にやっちゃたらいいじゃないかと私は思うんですけど。ですので、男女共同参画よりも高齢者とか障がい者の方がもっと問題なんですよ。古いニュータウンの高齢者の人は生活できないんですよ。そういう問題はどうするんですか、違うところで考える場合がありますかって言ったら考える場がないじゃないですか。実際シーアイタウンや八幡台に行った時に、あそこの中で生活するためには車が運転できないとだめとかですね、バスに乗れないとだめだとか、そうじゃない人が今いっぱいいるじゃないですか。そういう人たちを置いていくんですかという風に私は思うんで、男女ということに来て集まれる元気な人の話だけじゃなくて、これから外国人の子どもが学校に来てるのが最近すごく多いので、そういう人たちのフォローをどうするのか、そういうようなことも含めて、今さら男女共同参画じゃなくて全木更津市民共同参画計画ぐらいのものにしてほしいなと思います。あと、大事なことが抽象的なのもっと具体的に書いてほしいと思います。

(事務局：篠田次長)

例えば、高齢者対策であるとか障がい者対策、各施策については当然個別の計画を持っていますし、全部それを含めた計画となりますと市の総合計画的な市の大きな方向性を示す計画となってしまいますので、まずは個別の施策単位でどういう取り組みをしていくのかを明確にするために高齢者の計画や男女共同参画計画もそのひとつとなっています。まちがこうなってほしい、誰もがという全部の市民についてと幅広くなってくると、それは市の総合計画で全体の方向性を示していくのが、計画の作り方となっております。先ほどのLGBT等については男女と関係性の深い部分もあるので、一緒にするかどうかという議論もあるんですけど、あくまでもこのレベルで高齢者とか外国人というのは個別計画の男女共同参画の視点に立ってどう取り組んでいくかという整理をさせていただいております。

(河原林委員)

そこでわざわざ男女共同参画の視点を出さなくてもいいんじゃないかなと私は思うんですけども。せっかくこういう計画を出すんだというなら、もうひとつ進んだものにしてもらったら木更津もよくやってるよねと思われるんじゃないかなと思うので、そこでわざわざ制限を自分たちでかける必要はないんじゃないかなと思います。

(佐伯委員長)

そういうご意見もあるということを入れておいてください。そして男女共同参画ということ以外のネーミングでどうこう変わるということもないんでしょうけど、意気込みとしてまず木更津がやったよというようなことをできるチャンスがあるならしたいという意見があるということもぜひ入れておいてください。

(竹内委員)

このあいだ地域懇談会というのがありまして、市の総合福祉計画を作るに当たって地域から意見を聞きたいという趣旨で、我々の地区もいろいろな人が集まって会議をやったんですよ。障がい者と高齢者の福祉に関してはそういう大きな枠組みがあるんですけども、いろんなことをやっていると思うんですが、みんなそれぞれバラバラに動いていやしいかなという感じを受けるんですよ。総合福祉計画も今年度の策定で進んでいるんですよ。

(事務局：篠田次長)

おっしゃるとおり、役所は市民のあらゆる分野に対して受け持っておりますので、当然それぞれのセクションにおいて取り組みの方針を決めて、福祉であれば福祉の方向性、土木であれば土木の方向性、男女であれば男女の、細かい方向性を決めるのはそれぞれのセクションであると。ただ全体の横のつながり・連携というのは図っていかなければならないので、そこは企画部として総合計画の中で調整を行っております。その中で男女の計画の中で調整を図っていくというのも当然やっていますし、今の高齢者・障がい者等の福祉についてもそちらだけで取り組めばいいというものではなくて、男女共同参画の視点での高齢者に関して、障がい者に対して、そういうことについては個別の計画の中できちんと位置づけた上で相互に補完し合って方向性を出していくというようなことをやらないと、全部を網羅しようとするとか相当大きなボリュームということになってしまってもかえって分かりにくくなってしまうと思います。

(佐伯委員長)

相互補完とタテ割りの弊害ということのバランスですよ。ぜひお願いしたいと思います。

(竹内委員)

危機管理課のやっている意見集約の場があるんですけど、何か計画を作るんですよ。今年になってからいろいろそういうものが一気に入ってきて不思議だなという気がします。みんなタテにやっていて。防災にしてもね、大規模な災害があった時に避難所がない地域がいっぱいあるんですよ。でもそれに対しては触れずに男女共同参画の線でこういうことがしたいという書き方なんですけど、基盤となる防災のプランと整合性が合えばいいと思います。

(事務局：篠田次長)

防災の関係の地域防災計画を作る上で男女の平等とか女性への配慮とかそういう部分にも考慮した計画になっていますし、我々の男女共同参画計画を作る時に、災害の時にはどういう配慮をした方がいいのかという部分も計画に反映します。当然、企画部だけが考えることではなくて、担当課の危機管理課に方向性などについては考えてもらって双方の計画で齟齬のないように調整を図りながら方向性が全く違うなんてことにならないようにはしています。

(佐伯委員長)

他に何かありますか。

(河原林委員)

木更津市役所の中の女性の管理職の目標が15パーセントってどう考えてもおかしくない

ですか。最低でも40パーセントくらいは挙げて欲しいなあと思いますよね。そこにも女性の方が誰もいらっやらないんですけど、女性の視点で実際に考えられるんですか。木更津市の職員の採用を男女半々にして、女性もちゃんと管理職につけるっていうだけの話なのに、それさえも15パーセントという目標値はおかしいのではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

（佐伯委員長）

もうちょっと高くするわけにはいかないんですか。

（石渡委員）

職員課としてお答えします。数字が上がっていないのは事実なんですけども、高齢になってくると早めに辞めてしまう女性の方が多かったり、また職員の採用も男女問わずやっているんですけども、男女の比率が7対3、男性が7割で女性が3割と、だんだん女性の割合も上がってきているものの女性だけ採るという政策もとれないもので、元々の女性の割合が少ないことから管理職の割合も少なくなってしまう。それをできるだけ能力に基づいて男女かわりなく上げていくという方針でいますので、お時間がかかるかもしれないですけど、上がっていくと思います。

（佐伯委員長）

いきなりではなくて段階的にということですが、藤森委員何かございますか。

（藤森委員）

女性の管理職が5年後に2倍となっていますが、管理職になるための横からのサポートっていうか、子育てをしながらも仕事をする時に子育ての面でサポートがあれば管理職を目指すということもあると思うんですが、そういうことなくして女性を管理職にと言っても難しいところがあります。それから職員数で見れば男性が多いので、学校でも中学校で女性教員の管理職が少ないと言われているんですけども、中学校自体、男性が女性よりも多いわけですよ。小学校は女性教員の方が多いから女性の管理職も中学校よりも多いというように、教員数にもよると思うんです。同じように市職員も男性の方が多いからというものもあると思うんです。

あと先ほど大きな視野に立ってという風に言っていましたが、私は逆にもうちょっと具体的に細かくなならないのかなと、先ほどの21ページの自主防災組織の防災訓練への女性の参加割合50パーセントとなっていて、もっと指標となるものがあるんじゃないなということでしたが、男女共同参画の指標を出してそれに対して施策を行うという見方については基本的には賛成します。

（佐伯委員長）

貴重なご意見をいただいて本当にありがたいと思います。いかがですか、事務局。

（事務局：篠田次長）

広い視点での計画推進というのは市役所として必要なんですが、あくまでも男女共同参画としての取り組みを進めて、それをうまく横につなげて全体の方向性を横断的にしていくの

は当然やっていかなければならないと意識しておりますが、男女共同参画という範囲で方向性を示していきたいと考えております。

（佐伯委員長）

今、細かい視点という話が出てちょっと思ったんですけども、18ページに市職員の年次休暇取得率の増加とか市の男性職員の育児休業の取得率の増加とか書いてありますよね。これは他の企業の目標となるために市の数字だけをここに挙げるよという意味なんですか。いつも市の職員の育児休業のパーセンテージを出しますよみたいになっている意図ってというのは何なのか教えていただけますか。

（事務局：篠田次長）

まず行政が率先して市の職員の指標を設定しているというところはあるんですが、今回の計画が男女だけではなくて市の全体や民間企業も含めて方向性がこういう風になればというものにしたいという考えでございますので、指標についても例えば市内の企業のそういう割合であるとかを設定したいと考えています。ただ、数字が取れるかどうかという点についてもこれから詰めていきながら、指標としてそういうものが設定できれば木更津市の男女共同参画を進んでいるかどうかを測るために有効なものとなると思います。

（佐伯委員長）

ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。

（小林委員）

法律の名称のところですね、配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の略称はDV基本法ではなくDV防止法だと思いますので、修正をお願いします。

それから今回いただいた案を読ませていただいたんですけど、みなさんもおっしゃっているようにそれぞれの所管課でこのまま実際に行いたいということではなくて、その前の段階のものということですので、うなずける部分も多かったです。啓発活動というところで一方通行になりやすいということですか、具体的に例を挙げると、私が働いている施設であるとかお母さんと子どもの入っている施設に県が毎年大量にDV防止に関するチラシですとか虐待に関するチラシですとか大きいポスターですとかを送りつけてくるんですが、施設の特性上当たり前ですけどそういったリーフレットや掲示物を貼ることができないんです。それをどう活用しろというのかなというのもあるし、それに対してこういうものを送りたいんですけどもというののもなければ、それを送ってどのように活用しましたかというのもないし、それで啓発活動をやりましたと言われてもちょっと困るかなと。それはやったうちに入らないと思いますし、すごく立派なフルカラーのリーフレットでお金もかかっているでしょうし、公民館にも送っているので近隣の公民館に声をかけてもうちにも来てますとのことで結局破棄するんですよ。これが毎年なんですね。どこに送るにしても一方的に送りつけるのではなくて、面倒でも必要かどうかを確認していただくとか、送った後はどのように活用したのかという調査をするべきで、今後必要かどうかとか内容についてもどうだかという意見を取るとデータとしても集まるでしょうし、無駄な経費を使わなくても済むし、啓発ということ

には私も引っかかっていたので、そこは考えて活動していただければいいかなと思いました。

それから、先ほど委員長が質問してくださった時に、行政が率先してというお話をしてくださったんですけれども、やっぱり数値目標にしてもまず行政が示さないという努力をしてくださっているなというのもすごく感じられているんです。なので、それを企業さんですとかそういうところに発信していただくっていうのも必要なことかなと思いますし、あと男女ということに関しても女性を役職につけてというのを頑張っているというのものもあると思うんですけど、今まで社会的な背景とか経緯を考えてこういう流れになってきたからといって女性がじゃあ私という風に出るかっていうとなかなかそうならない方もやっぱりいらっしゃるんですよ。女性はやっぱりそういうところに出るのはちょっとと思っている方もいます。それを女性が出なさいと言うと、それがプレッシャーになったり、企業側も女性をなんとか登用しないとイケないとなると女性に声をかけるとイヤイヤという形になって、女性じゃないとイケないみたいだしってなるのもどうかなって思うんですよ。だからそういう意味でも男女じゃなくて全ての困っている人がきちんと支援とかサポートを受けられるという体制の方が私はいいような気がしていて、DVケースにしても女性のっていうのが増えてきたので男女のパワーバランスが変わってきていて、DVも昔は男性が女性にっていうのがメインだったんですけど、今は逆のパターンもすごく増えてきていて、女性が男性にっていうことでお父さんと子どもが逃げるケースも実は多くてですね、うちは母子の生活支援施設なんですけどもなぜ父子の生活支援施設がないんだという声が上がってきているのを聞くんですね。なので、これから社会的に変わっていくのかなと思うんですけども、本当に男性が女性がという問題じゃなくなってきたのもあって、女性を頑張って登用させなきゃいけないみたいになってくると実際の女性の立場からすると、そんなに気を遣ってくれないでという方もいらっしゃるんで、あまり気負って頑張りすぎるとそれが女性を追い詰めてしまうことにもなるし、能力があれば平等に取りますという形でやっていただくのであればいいのかなと思いました。

（佐伯委員長）

貴重なご意見をありがとうございます。他に何かご意見ありますか。

（事務局：篠田次長）

いただいたご意見は男性も女性もという視点での計画にしていきたいと思います。あと、啓発ということについては、チラシの効果などきちんと検証しなければいけないし、ただ配ればいいのかというものでもないというのは理解しています。国や県がチラシを作って配ってくれていうところも結構あるんですけれども、木更津市としてどう情報をみなさんにお伝えするかというのは広報部門でも考えておりますし、市にいろんな方がいらっしゃいますので、インターネットのSNSを使った方がいい方、紙じゃないと情報が伝わらない方などさまざまな方がいらっしゃいますので、市の情報発信につきましてはいろんな方法を使って全ての市民の方に情報をお伝えしていけるようにしていかなければいけないので、チラシをなくせるかというのをなくせるわけではないです。ただチラシを撒いて効果も検証しないというのは

問題があると思いますので、ご指摘のとおり考えていきたいと思います。

（佐伯委員長）

影山委員、何かございますか。

（影山委員）

いただいた案の指標のところで市の職員のものが多く、これが企業のものであったらというのは他の方にご発言いただいたので、これを企業や団体というところに広げた方がリアルなものになるような気がします。

（佐伯委員長）

ありがとうございます。

（河原林委員）

男女関係なくというのが目標でいいと思うんですけども、ただ、女性がいろんなところで差別されているという部分がどうしてもある。子どものころは意識してないんだけどそうなるっちゃうという、特に大学の先生なんかは大学院までは女性の方が多いのに先生はほとんど男しかいないとか、そういうのって数字でなんとかしないと変わっていかないというのがあるので、ある程度数字は初期の段階で必要なかなと私は思っています。本来、能力だけで登用される社会にならないとおかしいと思いますし、まだそういう段階になっていないと思います。

具体的にしてほしいなあというのは、これはいい例かどうか分からないですけど、21ページにいろいろ出てたところで、「男女がともに協力し合うことが重要です、地域社会全体で支えることも必要です」というのを具体的に表している施策が2番目だと思うんですけども、結局、「広報・啓発に努めます、子育て支援のための事業を充実させ、男女が協力して」って何をするか分からないじゃないですか。じゃあ保育園を作るんですかとか補助金を出すんですかとか、こういう教育課程を入れるんですかとか、何にもしないのと一緒な気がするんですよね。こういうのもきちんと負担が女性に集中しないように修正しているという認識なんですよね。もししているなら定時に帰れるようにするとかですね、残業しなくても暮らせるようにするとかですね、これの前の資料のところに合計特殊出生率がすごく下がっていると書いてあると思うんですけども、結婚されている女性は子ども2人くらい産んでいて、結婚できない、結婚しない人が増えているということが合計特殊出生率の低下につながっているというようなことなんですよね。結婚できない人がなぜ増えているのかということについて、給料が少ないから、正規雇用じゃない人がすごく増えているからというような分析がなされているのかなという気がするので、施策のところにもっと具体的にこれを解決するのならこれをしないとダメですというようなのをできるだけ書いて、広報・啓発に努めますというのが一番まずいかなと思います。

（佐伯委員長）

事務局いかがですか。

（事務局：篠田次長）

もう少し具体的な事業であるとか、どういうことをやるのかという部分は担当課との調整の中で毎年度実施計画を作っているという位置づけの中で、実施計画の取り組みがもう少し分かりやすく計画の中に残せるようになればと思いますので、今後また調整させていただきます。

（佐伯委員長）

よろしくお願いします。他に何かございますか。

（鳥飼委員）

具体的に何か施策をといるところでちょっと思ったんですけど、私が前に勤めていた会社では男性も女性もスーツでしたし、途中から女性もスーツを着なさいという風になりました。給料も同じ表をもとにして同じ額を払っているから平等にスーツを着てきましょうと。育児をしている人ももちろんいらっしゃるので託児所が社内にありました。なので、昼ごはんも食べさせられるし、残業の時も預かってくれるような、朝子どもと一緒に来て、預けて、仕事して、残業してもお迎えに行ける状態が常に出来上がっていて、しかも安価でそこを利用できたというのもあって、そういうモデルケースを示してあげる、こういう会社さんがありますよと。託児所を作るとかいうのは大変なことなので、先生も何人も雇わなければいけないですし、スペースも必要だし、だけどこれくらいならできるかなっていうところを企業さんにお伝えしてみるとか、そういったやり方もあると思います。

それと子どもの教育って言ったんですけど、我々の小さい時って女の人は大きくなったらお嫁さんになるとかいうのがまだ残っていました。だから、例えば大学に行くのは男の子が多かったし、そういうところからまず自分が管理職になれるって思わない子も結構いると思うんですよね。なので急に言われた時に困っちゃいますよ。そういう教育を若いうちからやっていくというのを企業もそうですし行政もそうですし、作っていってくれば、じゃあやってみようかなと思う女性も増えるかも。

（佐伯委員長）

ありがとうございます。

（藤森委員）

託児所のある会社にお勤めだったっていう話に関連して、サポート体制ができていればもっと管理職を希望する人たちがいるんじゃないかと思うんですよ。やっぱりどうしても男社会だと私は思っているんです。だからこそ男女共同という言葉をね、すごく大事にしたいんです。教育の世界でも比較的理解があると書いてありますが、管理職については子育てについてまだまだ理解を示してくれないんじゃないかと女性は思っているんです。ただ傾向としてはイクメンだなんだって出てきますから、少しは仕事を分担しながらやってくれると思うんですけど、でも自分が働くとなると相談することもありますよね。地域の中にサポートしてくれるところがあれば、きっと人数的には増えていくと思うんです。それをどうやって発信していくかという、先生方に研修していただいて、行政からの働きかけが必要じ

やないかなと思います。

（佐伯委員長）

本当にいろいろな方がいるので、ご自分の視点からものを言っていただくと、さまざまな方がいるこの委員会の良さが分かると思います。私は大学の教員なんですけども、例えば行政法の先生が70歳でお辞めになりますよね、それで公募をかけます、公募は平等ですよ、どんな人でも来てくださいと言って、全部で40人くらい応募があつて、その中で女の人は1人か2人なんです。絶対的に人数というものが男の人は現実として大学の教員の世界、まして法学部ですけども、多いていう気がしていますけれども、いろんな視点の中でご意見いただけるというのがすごく貴重だと思うんです。

（事務局：篠田次長）

参考にさせていただきたいと思います。確かにまだ昔の名残じゃないですけども、男女平等という視点で施策を進めていかなければいけない状況というのは残っています。大きく広げた考え方というの必要なんですが、まだ全部解消されたわけではないので、男女共同参画という視点での取り組みも引き続き行う必要があります。それは国も県もそうですし、市としても県の計画に基づいて計画を作っているという状況にあります。

（佐伯委員長）

ありがとうございます。他に何かございますか。

（鳥飼委員）

市が持っているケーブルテレビの番組って何かありましたっけ。

（事務局：篠田次長）

市の情報を発信していただく番組はあります。

（鳥飼委員）

さっきの双方向という部分で、番組にゲストをお招きして討論したり、シンポジウムみたいなことをやったり、そういうことができれば、例えば自分の知り合いが番組に出ていたら観ます。なので、そういう感じで広げられるというのも一つの手段なのかなと思います。

（事務局：篠田次長）

FMもありますしケーブルテレビもありますし、そういうメディアを活用して発信させていただくこともあります。男女共同参画共同の取り組みとして毎年セミナーみたいなものを開いているんですけども、それについてもコロナの影響もあって、人を集めてということではなくてYouTubeチャンネルを使った動画配信という形でさせていただいたりとか、オンラインを使った情報提供の取り組みもどんどんやっていけば、いろんな方が講座とかに触れる機会が増えてくると思うのでそういうものを活用しながら、ただの啓発ではなく双方向の意見を取り上げる仕組みもSNSを活用すれば出てくるので、そういう取り組みを男女共同参画でも進めていきたいと考えております。

（佐伯委員長）

お願いします。あとは何かございますか。

5 議題2 その他

(佐伯委員長)

それでは次に事務局から何かございますか。

(事務局：羽賀係長)

本日はたくさんの貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様からご指摘を頂戴しましたが、計画の中だけでどのような取り組みを進めていくのかももう少し具体的に見たいというご指摘をいただいたところでございます。計画の策定に当たっては、今回の会議でもって大方の計画を固めたところであと1回の会議を予定していたところではございますが、庁内調整を図った上でどんな取り組みを進めていくのかというところを一度整理した形で1月に一度会議を開かせていただいて、その上で回数が増えてしまうんですが、3月に完了ということで市長に対して計画の答申をさせていただくということで、会議の回数をあと2回設定させていただければと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(佐伯委員長)

皆様できるだけ日程の調整の方をよろしくお願いいたします。

他に何かご質問ございますでしょうか。

(河原林委員)

日本って確かジェンダー平等の世界の順番だと世界で下から2番目か3番目ですね、その国が制定する法律に従ってやっていたらきっとどこまでも進まないのも、もっと進んだ目で計画を検討して具体的なところまでしていただけると男にとっても住みやすい社会になると思うのでぜひよろしくお願いいたします。

(佐伯委員長)

ありがとうございました。それでは以上で本日の議題についてはほぼ終了したと思います。皆様からご自分の考えを十分聞かせていただけたのではないかと思います。本当に長時間にわたりましてありがとうございました。今後ともご協力のほどをよろしくお願いいたします。それでは司会の方へお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

(事務局：松木主任主事)

以上で令和3年度第2回木更津市男女共同参画推進委員会を閉会いたします。

委員の皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。お疲れ様でございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年1月4日

木更津市男女共同参画推進委員会委員長

佐伯 康子